

# 特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題

—視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の全国特別支援学校を対象とした質問紙調査から—

和田 充紀・水内 豊和

Issues about Political Education for Students with Disabilities:  
Questioner Survey for Special Schools for Visually, Hearing,  
Physical and Health Disabilities

Miki WADA & Toyokazu MIZUUCHI

## 摘要

視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等の障害のある生徒に必要な主権者教育の内容と、安心して意欲的に選挙権を行使できるようにするために求められる内容を検討するための基礎資料を得ることを目的として、全国の特別支援学校を対象として主権者教育の現状と課題について調査を実施した。その結果、9割程度の学校において主権者教育に取り組んでいる現状が示され、4割程度の学校において在校生が実際の投票を行った実態が示された。課題としては「実際の選挙(投票)において、障害の状況に応じた対応の仕組みが整うと良い」「障害の特性に応じた選挙の授業用テキストがあると良い」などが示された。

キーワード：特別支援学校，選挙，主権者教育，合理的配慮

keywords：Special School, Election, Political Education, and Reasonable Accommodation

## I. はじめに

2016年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた。高等学校在学中から18歳に達した生徒は選挙権を有することとなり、この状況を受けて、全国の高等学校に加えて小学校や中学校、特別支援学校においても主権者教育がすすめられてきている。

また、2016年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行された。障害者が様々な場所で活動する仕組みが整い始め、選挙に関しても同様に取り組み始められている。選挙権年齢等の満18歳以上への引下げに対応し、学校現場における政治や選挙等に関する学習の内容の一層の充実を図るため、総務省と文部科学省の連携により作成された高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」には次のような記載がある。

### 選挙における障害への配慮：

参政権は、障害の有無に関わらず、日本国憲法で保障された国民としての権利です。

障害者が円滑に投票できるように「代理投票」や「点字投票」の制度が講じられているほか、選挙に関する情報を入手するために、選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等を配布している場合も多くあります。

また、投票所には、肢体不自由のある人や病気やけがで歩くことが不自由な人のために車いす及びスロープ、車いす用の記載台も配備されています。

このほか、重度障害者が利用できる「郵便等投票」や病院等への入院・入所者が利用できる「指定病院等における不在者投票」の制度もあります。

例えば、聴覚障害者にとって、選挙公報を音声化した「選挙のお知らせ」を通して「投票にあたり、健聴者と同様の水準で情報が入手できること」を参政権の保障の一つとしてあげている。選挙公報の他にも、インターネット、冊子状の公約集、街頭演説、

政見放送、演説会、公開討論会等、投票にあたっては様々な事前の情報があり、それらについても「投票にあたり、健聴者と同様の水準で情報が入手できること」が求められる。十分理解できる方法で情報を入手した上で、判断を行い、意思決定を行うためには一層の配慮や具体的な取組が望まれる。

聴覚障害者だけではなく全ての人にとって、選挙前から投票まで、適切で十分な配慮のもとで情報提供がなされ、投票時の合理的配慮を含めて安心した活動ができる仕組みや環境が必要と考える。

特別支援学校在校生にとっても、学校で学習した知識を実際の選挙において活用し、周囲による「合理的配慮」のもとで卒業後も安心して意欲的に選挙権を行使できるようになることが望まれている。

特別支援学校における主権者教育や選挙に関する現状を調査した研究として、和田・水内(2016)は、知的障害を対象とする国立大学法人附属特別支援学校を対象とした主権者教育の現状と課題について報告している。また、栗林・松原・松原・和田・水内(2016)は、T大学附属特別支援学校において平成27年度と平成28年度における主権者教育の実践を行なっている。さらに、大井・成田・島田・水内(2016)は、知的障害・発達障害のある成人をもつ保護者を対象として選挙に関する現状と課題について調査した研究において選挙における基本的環境整備と合理的配慮に関する検討課題について言及している。

しかしながら、特別支援学校、特に情報入手や投票場での環境整備に合理的配慮が必要と考えられる視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等の特別支援学校における主権者教育の現状やニーズ等についての詳細な資料や全国的な調査結果はみあたらない。今後の特別支援学校における主権者教育をすすめて行く上で、学校における教育の現状を知り、課題を解決していく手立てを講じることが必要であると考えられる。

そこで本研究は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等の特別支援学校における主権者教育の現状を明らかにし、障害のある生徒に必要な教育内容と、安心して意欲的に選挙権を行使できるようにするために必要な内容や方法を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、文部科学省では「主権者教育」を「主権者に求められる力の育成」とし、その目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとど

まらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」としている。また、文部科学省「主権者教育の推進に関する検討チーム」による「最終まとめ」では、主権者教育を「政治的教養の教育」とも表現している。そこで本論文では『選挙に関する知識を含む政治的教養の教育と主権者に求められる力の育成』を合わせて「主権者教育」と表す。

## II. 方法

### 1. 調査対象

全国の特別支援学校を対象とした。特別支援教育への転換以降、全国的に障害種を限定しない、あるいは複数の障害種に対応して併置している特別支援学校が増加しているため、文部科学省の平成26年度特別支援教育資料に示す1,096校を対象に悉皆調査をおこなった。配布数は同一敷地内にある複数校は一枚とみなす、また統廃合や住所変更などで宛所不明で届きなかったものを除いた980部、そのうち回収数は508部(回収率51.8%)であった。

本研究では、そのうちフェースシートの質問事項により、主障害を視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱とする特別支援学校142校を分析対象とした。142校の内訳は、視覚障害35校、聴覚障害30校、肢体不自由47校、病弱23校、その他7校である。その他7校は肢体不自由と病弱の併設校で主障害がいずれかの判断ができない特別支援学校のため、肢体不自由病弱併置特別支援学校として含めることとした。

### 2. 調査手続き

2016年11月に全国特別支援学校を対象に、質問紙を郵送にて配布し、同封した返信用封筒にて12月末までに回収した。

回答者は主として「政治や選挙等に関する授業担当者」あるいは「高等部教頭または主任」とし、該当しない場合は「その他」として職種を回答してもらったようフェースシートに記した。

回答者の概要について、表1に示す。

回答者の職種は、授業担当者が77校(53.8%)、教頭または高等部主任が51校(35.7%)であった。

「その他」は14校(9.8%)であり、「教務主任」「生徒指導主事」「主権者教育担当」などであった。

### 3. 調査項目

以下に示す大項目の中に具体的な内容として小項目を設定して提示した。調査内容と項目については表2に示す。

- ①回答者について
- ②主権者教育の実施状況について
- ③主権者教育の現状について
- ④主権者教育を行なっている教科等、および具体的な指導内容と教材について
- ⑤在学生の投票状況について
- ⑥主権者教育の充実や実際の選挙に向けて望むことについて
- ⑦選挙の授業および選挙に関する意見について(自由記述)

### 4. 分析方法

「①回答者について」、「②主権者教育の実施状況」、「③主権者教育の現状」、「④主権者教育を行なっている教科等、および具体的な指導内容と教材」、「⑤在学生の投票状況について」、「⑥主権者教育の充実や実際の選挙に向けて望むことについて」は回答ごとの学校数や割合を算出して比較した。

「⑦選挙の授業および選挙に関する意見について」は、自由記述の内容を、特別支援教育を専門とする著者2名を含む複数名でカテゴリーに分類した。

### 5. 倫理的配慮

本研究では、各特別支援学校長に調査の目的、調査の回答は任意であること、学校名等個人および個々の学校の情報についてはすべて出ないように統計処理を行うことを文書で説明した。質問紙を配布し、回答をもって同意を得たこととした。

表1 調査回答者の概要

		特別支援学校 (n=142)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
		学校数(校)	割合(%)	35	30	47	23	7
職種	授業担当者	77	53.8	23	15	23	11	5
	教頭または主任	51	35.7	9	10	22	9	1
	その他	14	9.8	3	5	2	3	1

表2 調査項目と内容

調査項目	調査内容
1. 回答者について	1.1 勤務校の主たる障害種 1.2 職種
2. 主権者教育の実施状況について	2.1 主権者教育の実施の有無 2.2 理由 2.3 今後の実施の予定
3. 主権者教育の現状について	3.1 主権者教育の開始年度 3.2 主権者教育の総時数 3.3 主権者教育の主担当者 3.4 主権者教育の対象生徒 3.5 主権者教育の授業の位置付け
4. 主権者教育を行なっている教科等、および具体的な指導内容と教材について	4.1 主権者教育を行っている教科等 4.2 具体的な指導内容 4.3 使用教材
5. 在学生の投票状況について	5.1 投票状況
6. 主権者教育や実際の選挙に向けて望むことについて	6.1 望むこと
7. 選挙の授業および選挙に関する意見について	7.1 意見

### Ⅲ. 結果

#### 1. 主権者教育の実施状況とその理由について

主権者教育の実施状況を表3に、実施理由について表4に示す。

主権者教育を「行っている」と回答した学校は127校(89.4%)であった。内訳は視覚障害特別支援学校35校中30校(85.7%)、聴覚支援学校30校中29校(96.7%)、肢体不自由特別支援学校47校中40校(85.1%)、病弱特別支援学校23校中21校(91.3%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校(100%)であった。

主権者教育を行った理由は、「社会情勢や他校の状況」が60校(47.2%)と一番多く、障害種別にみても、いずれの学校においても主権者教育を行った理由を「社会情勢や他校の状況」とする回答が最も多かった。次いで「教育委員会からの指示」が29校(22.8%)、「学校内の教員の意向」が16校(12.6%)であった。その他は、「教科内容に位置付けている」などであった。

一方、主権者教育を「行っていない」と回答した学校は15校(10.6%)であった。「今後、主権者教育を行う予定があるか」の質問に対しては、「行う予定がある」と回答した学校が11校(73.3%)、「行う予定がない」と回答した学校は3校(20.0%)であった。主権者教育を「行っていない」理由は、「年間指導計画に位置付けていない」が4校(26.7%)であり、「必要性を感じない」が2校、「時間がない」が1校からあげられた。また、その他の理

由は「生徒の実態が重度重複のため」であった。無回答は3校であった。

#### 2. 主権者教育の現状について

次に、主権者教育を行っているという回答の得られた127校に対して、主権者教育の「開始年度」、「総時数」、「担当者」、「対象生徒」、「授業の位置づけ」に関する回答を求めた。その結果について表5に示す。

##### (1) 主権者教育の開始年度について

主権者教育の開始年度が「平成27年度」の学校は64校(50.4%)であり、「平成26年度以前から」実施している学校は32校(25.2%)、「平成28年度」から開始した学校は29校(22.8%)であった。障害種別にみても、開始年度が「平成27年度」の学校が視覚障害特別支援学校30校中12校(40.0%)、聴覚支援学校29校中15校(51.7%)、肢体不自由特別支援学校40校中23校(57.5%)、病弱特別支援学校21校中10校(47.6%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中4校(57.1%)で、いずれの学校においても最も多かった。

##### (2) 主権者教育の総時数について

主権者教育の総時数は「2～5時間」が最も多く105校(82.7%)、次いで「1時間」が11校(8.7%)、「6～10時間」が7校(5.5%)であった。障害種別にみても、いずれの学校においても主権者教育の総時数を「2～5時間」とする回答が最も多かった。

表3 主権者教育の実施状況

		特別支援学校 (n=142)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
		学校数(校)	割合(%)	35	30	47	23	7
主権者教育の実施の有無	行っている	127	89.4	30	29	40	21	7
	行っていない	15	10.6	5	1	7	2	0

表4 主権者教育の実施理由

		特別支援学校 (n=127)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
		学校数(校)	割合(%)	30	29	40	21	7
実施の理由	社会情勢や他校の状況	60	47.2	15	16	19	7	3
	教育委員会からの指示	29	22.8	7	4	10	6	2
	学校内の教員の意向	16	12.6	3	5	4	3	1
	在学生の保護者からの要望	1	0.8	0	0	1	0	0
	その他	20	15.7	5	4	5	5	1
	無回答	1	0.8	0	0	1	0	0

### (3) 主権者教育の主担当者について

主権者教育の主担当者が「教科担当者」である学校は99校(78.0%)であった。「教科担当者」に次いで「担任」は19校(15.0%)、「生徒指導担当」3校(2.4%)、「生徒会担当」1校(0.8%)、「特別活動担当」1校(0.8%)であった。

障害種別にみても、視覚障害特別支援学校30校中24校(80.0%)、聴覚支援学校29校中25校(86.2%)、肢体不自由特別支援学校40校中28校(70.0%)、病弱特別支援学校21校中17校(81.0%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中5校(71.4%)で、いずれの学校においても主権者教育の主担当を「教科担任者」とする回答が7割以上と最も多かった。

### (4) 主権者教育の対象生徒について

主権者教育の対象生徒を「高等部生徒全員」と回答した学校は65校(51.2%)であり、「高等部3年生」と回答した学校は21校(16.5%)であった。「能力に応じて」は12校(9.4%)、「高等部2年生以上」とは6校(4.7%)であり、「18歳の生徒のみ」は2校(1.6%)であった。

「能力に応じて」と回答した学校に具体的にどのような能力であるかを尋ねたところ、視覚障害特別支援学校では「単一障害のみ」、聴覚障害特別支援学校では「重複障害以外」、肢体不自由特別支援学校では「準ずる課程と下学年対応課程の生徒」、病弱特別支援学校では「意思表示ができる」などの回答が得られた。

### (5) 主権者教育の授業の位置付けについて

主権者教育を「年間指導計画に位置付けている」学校は84校(66.1%)であった。障害種別にみると、視覚障害特別支援学校30校中18校(60.0%)、聴覚支援学校29校中19校(65.5%)、肢体不自由特別支援学校40校中29校(72.5%)、病弱特別支援学校21校中12校(57.1%)、特別支援学校7校中6校(85.7%)で、いずれの学校においても主権者教育を「年間指導計画に位置付けている」とする回答が最も多かった。「臨時の授業として位置付けている」は全体で36校(28.3%)であった。

## 3. 主権者教育を行っている教科等、および具体的な指導内容と教材について

主権者教育を行っているという回答の得られた127校に対して、「主権者教育等を行っている教科等」、「具体的な指導内容」、「使用教材」に関する回答を求めた(表5)。

### (1) 主権者教育を行っている教科等について

主権者教育を「どの教科等に位置付けているか」の質問に対しては「現代社会」や「政治・経済」の「公民科」が77校、「地理歴史」が8校、「社会科」と教科名をあげた学校が17校であった。「特別活動」が44校、「総合的な学習の時間」20校、「生活単元学習」11校、「自立活動」が9校であった。

障害種別にみると視覚障害特別支援学校と病弱特別支援学校では「現代社会」がそれぞれ16校(53.3%)と12校(57.1%)と半数を超えて最も多く、聴覚支援学校と肢体不自由特別支援学校では「特別活動」「現代社会」がほぼ同じ割合で行なわれていた。肢体不自由病弱併置特別支援学校では「特別活動」が5校(71.4%)「現代社会」3校(42.9%)であった。

### (2) 主権者教育の具体的な指導内容および使用教材について

主権者教育の指導内容については、「選挙の意味や役割について知る」「選挙のルールを知る」、「選挙の種類を知る」などの「公職選挙法や選挙の具体的な仕組み」に関する内容が101校(79.5%)と多く、「投票の方法・流れを知る」、「投票時の投票のマナーや対処法を学ぶ」、「投票の演説を聞いて模擬投票所で投票する」などの「模擬選挙などの実践的な学習活動」に関する内容は65校(51.2%)であった。また、「政治の仕組みを調べる」、「政策を読み取る」などの「現実の政治的事象についての話し合い活動」に関する内容は60校(47.2%)であった。

この他に、「生徒会選挙」を指導内容として明記した学校が33校あった。

### (3) 主権者教育の使用教材について

使用教材については、「実際の投票箱や記載台を選挙管理委員会より借用」している学校は48校(37.8%)と一番多かった。次いで、「総務省・文部科学省の著作による副教材：私たちが拓く日

表5 主権者教育の現状

		特別支援学校 (n=127)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
		学校数(校)	割合(%)	30	29	40	21	7
開始年度	平成27年度から	64	50.4	12	15	23	10	4
	平成26年度以前から	32	25.2	5	9	7	8	3
	平成28年度から	29	22.8	12	4	10	3	
	無回答	2	1.6	1	1			
総時数	2～5時間	105	82.7	27	24	34	15	5
	1時間	11	8.7	2	2	2	4	1
	6～10時間	7	5.5	1	3	2	1	
	その他	4	3.1			2	1	1
主担当者	教科担当者	99	78.0	24	25	28	17	5
	担任	19	15.0	5	3	7	3	1
	生徒指導担当者	3	2.4	0	1	1	1	0
	生徒会担当者	1	0.8	0	0	1	0	0
	特別活動担当者	1	0.8	1	0	0	0	0
	その他	4	3.1	0	0	3	0	1
対象生徒	高等部全員	65	51.2	13	14	18	15	5
	高等部3年生	21	16.5	7	7	4	3	0
	能力に応じて	12	9.4	3	0	7	2	0
	高等部2年生以上	6	4.7	1	5	0	0	0
	18歳の生徒のみ	2	1.6	1	1	0	0	0
	希望者のみ	1	0.8	0	0	1	0	0
	その他	20	15.7	5	2	10	1	2
授業の位置付け	年間指導計画に位置付けている	84	66.1	18	19	29	12	6
	臨時の授業として位置付けている	36	28.3	10	8	11	6	1
	その他	7	5.5	2	2	0	3	0
教科等 (複数回答可)	公民	77	60.6					
	現代社会	59	46.5	16	14	14	12	3
	政治・経済	18	14.2	6	4	1	7	0
	地理歴史	8	6.3					
	日本史・世界史	6	4.7	1	0	1	3	1
	地歴	2	1.6	0	0	1	1	0
	社会科	17	13.4	2	3	7	3	2
	特別活動	44	34.6	9	10	15	5	5
	総合的な学習の時間	20	15.7	6	1	8	4	1
	生活単元学習	11	8.7	1	2	7	1	0
	自立活動	9	7.1	1	4	3	0	1
	生活	1	0.8	0	0	1	0	0
	その他	2	1.6	0	0	1	1	0
具体的な指導内容 (複数回答可)	公職選挙法や選挙の具体的な仕組み	101	79.5	26	21	32	17	5
	模擬選挙などの実践的な学習活動	65	51.2	15	14	25	5	6
	現実の政治的事象についての話し合い活動	60	47.2	14	19	16	8	3
	生徒会選挙	33	26.0	4	9	14	2	4
使用教材 (複数回答可)	実際の投票箱など(選挙管理委員会から借用)を使用	48	37.8	14	4	20	6	4
	副教材「私たちが拓く日本の未来」(点字版含む)	41	32.3	10	13	11	6	1
	疑似投票箱、投票用紙など(教師作成)	26	20.5	5	4	8	6	3
	教師作成資料(プレゼン、ワークシート)	23	18.1	4	7	7	4	1
	教科書	21	16.5	5	5	7	3	1
	新聞	12	9.4	1	3	5	2	3
	選挙管理委員会作成DVD、資料	9	7.1	1	2	5	1	0
	文部科学省配布資料	6	4.7	2	2	2	0	0
	ホームページ	6	4.7	1	2	3	0	0
	公報(点字版、拡大版含む)	4	3.1	2	0	0	2	0
	入場整理券	3	2.4	1	0	2	0	0
	ニュース	2	1.6	1	0	0	1	0
	その他	1	0.8	0	0	1	0	0

本の未来(点字版含む)」41校(32.3%)、「教師が作成する疑似投票箱等」26校(20.5%)、「教師が作成するワークシートなどの資料」が23校(18.1%)、「教科書」12校(9.4%)、「選挙管理委員会が作成した資料やDVD」9校(7.1%)という結

果であった。

「新聞」や「ホームページ」「公報(点字版や拡大版を含む)」「ニュース」をあげた学校がそれぞれ12校、6校、4校、2校で、合わせると24校であった。

#### 4. 在学生の投票状況について

選挙権が引き下げられてから初めての国政選挙となった第24回参議院議員通常選挙への在校生の投票状況について、結果を表6に示す。

「在校生が投票した」と回答したのは60校(42.3%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中14校(40.0%)、聴覚支援学校30校中12校(40.0%)、肢体不自由特別支援学校47校中22校(46.8%)、病弱特別支援学校23校中9校(39.1%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中3校(42.9%)であった。

「投票していない」が21校(14.8%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中6校(17.0%)、聴覚支援学校30校中1校(3.3%)、肢体不自由特別支援学校47校中10校(21.3%)、病弱特別支援学校23校中4校(17.4%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中0校(0%)であった。肢体不自由特別支援学校において「投票していない」回答の割合が若干高い傾向がみられた。

また、「把握していない」は33校(23.2%)であった。「把握していない」学校からは、投票に行ったかどうかを尋ねることが公職選挙法に違反するのではないかとの思いから、投票後に確認することがはばかれているという記載が多くみられた。

#### 5. 主権者教育の充実や実際の選挙に向けて望むことについて

主権者教育の充実や実際の選挙に向けて各校が必要と考える内容について、結果を表7に示す。

「実際の選挙(投票)において、障害の状況に応じた対応の仕組みが整うと良い」が83校(58.5%)と一番多く、内訳は視覚障害特別支援学校35校中18校(51.4%)、聴覚支援学校30校中16校(53.3%)、肢体不自由特別支援学校47校中31校(66.0%)、病弱特別支援学校23校中13校(56.5%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中5校(71.4%)であり、いずれの学校においても5割以上の回答であった。

次いで「障害の特性に応じた選挙の授業用テキストがあると良い」が73校(51.4%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中18校(51.4%)、聴覚支援学校30校中13校(43.3%)、肢体不自由特別支援学校47校中30校(63.8%)、病弱特別支援学校23校中9校(39.1%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中3校(42.9%)であった。3割から5割の回答が得られたなか、肢体不自由特別支援学校は6割以上の回答があり、他の障害種の学校と比較して若干多かった。

続いて、「自治体などによる貸出用道具キット(記載台、投票箱など)を気軽に活用できると良い」

表6 在学生の投票状況

	特別支援学校 (n=142)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
	学校数(校)	割合(%)					
在学生の投票状況			35	30	47	23	7
投票した	60	42.3	14	12	22	9	3
把握していない	33	23.2	10	8	7	5	3
投票していない	21	14.8	6	1	10	4	0
その他	20	14.1	4	6	5	4	1
無回答	8	5.6	1	3	3	1	0

表7 必要な内容

	特別支援学校 (n=142)		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	その他
	学校数(校)	割合(%)					
実際の選挙会場での支援	83	58.5	18	16	31	13	5
授業用テキスト	73	51.4	18	13	30	9	3
貸し出し用選挙道具	61	43.0	16	11	23	9	2
内容を示した資料	60	42.3	15	12	18	12	3
出前授業	51	35.9	11	11	16	8	5
保護者向け資料	44	31.0	8	6	21	5	4
教育課程での位置付け資料	32	22.5	8	9	7	6	2
保護者向け出前授業	15	10.6	5	2	8	0	0
学習内容の保護者への還元	14	9.9	5	3	5	1	0
その他	5	3.5	2	1	1	1	0

が61校(43.0%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中16校(45.7%)、聴覚支援学校30校中11校(36.7%)、肢体不自由特別支援学校47校中23校(48.9%)、病弱特別支援学校23校中9校(39.1%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中2校(28.6%)であった。

「選挙の公平性の確保から、取り扱うべき内容や取扱いに注意を要する内容を示された資料があると良い」が60校(42.3%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中15校(42.9%)、聴覚支援学校30校中12校(40.0%)、肢体不自由特別支援学校47校中18校(38.3%)、病弱特別支援学校23校中12校(52.2%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校

中3校(42.9%)であり、病弱特別支援学校の回答が他の障害種の学校と比較して若干多かった。

「自治体などによる出前授業を気軽に活用できると良い」が51校(35.9%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中11校(31.4%)、聴覚支援学校30校中11校(36.7%)、肢体不自由特別支援学校47校中16校(34.0%)、病弱特別支援学校23校中8校(34.8%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中5校(71.4%)であった。肢体不自由病弱併置特別支援学校の回答が他の障害種の学校と比較して若干多く、「在籍生徒数が少なく、模擬選挙が行えない」という記載もみられた。

「保護者向けの資料があると良い(選挙体験談や

表8 選挙の授業および選挙に関する意見(一部抜粋)

<p>障害者の権利の保障や投票時に望まれる配慮(社会への啓蒙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者が投票する際、候補者名がリストアップされていないので、投票会場には必ず準備していただきたい</li> <li>・候補者を決める時にどのようなことまでつだってよいのか</li> <li>・視覚障害の先生に聞いた体験談では投票所によって対応が大きく異なるという話もあった</li> <li>・肢体不自由のある生徒への投票に際しての環境整備</li> <li>・重度重複障害者に対し、実際の投票行動でどのように支援していただけるのか</li> <li>・車いすでも行けるようバリアフリーであることや書字できない生徒が相手にどのように意思表示をして代筆してもらうかなど、自治体との連携が必要になる</li> <li>・代筆や点字による投票、不在者投票、期日前投票など障害の状況に応じて選挙(投票の)方法を指導する必要がある</li> <li>・言葉や文字、指さしなどにおいても意思表示が困難な人の投票についてどのように考えていけばよいのか(現行では意思表示ができなければ無効)</li> <li>・障害者が投票しやすい環境になるよう社会が変わるべき</li> <li>・18歳になる生徒の元へ点字や音声デジターによる立候補者公報が届かず、視覚障害の先生に協力いただきようやく手に入れたということがあった。投票前の情報保障が十分でないと思った</li> <li>・選挙公報(拡大版、点字版)が自宅に送付されるのが遅いので検討してほしい</li> <li>・自治体などの資料には常に点字をつけてほしい</li> </ul>
<p>年齢や実態に応じた主権者教育の必要と学習内容の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者の投票への配慮について選挙管理委員会からの出前講座があると良い</li> <li>・高等部から主権者教育に取り組むのではなく、もっと小さいうちから社会と自分がどう関わり、どのような社会になってほしいか、どのように自分たちが良くしていくかについて考える機会を保障していくべき</li> <li>・在籍生徒数がなく、模擬選挙が行えない。生徒同士で意見を交換する機会がない。年齢に応じた内容の支援が、特別支援学校では難しい面がある</li> <li>・公民の授業で、選挙に関しては年間指導計画に位置づけているので別枠で時間をとる必要はないが、地歴のみ履修している学年もある為タイムリーな授業をするのが困難なこともある</li> <li>・基本的には特別な取組は必要ないとする。小さいころから自分たちの問題をしっかりと自分たちで考える態度を養う。参加体験型学習の機会を増やす。小中高の公民の授業で正確な知識を得ていく単に選挙に行かせること(投票率向上)だけを目的にするべきではない</li> <li>・選挙権年齢の引き下げに伴い、主権者教育が特に話題になっているが、今後も生徒の実態に応じた主権者教育の授業を改善していくことで生徒の政治への関心を高めるとともに正しい知識を身に付けさせることが必要</li> </ul>
<p>教員の知識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補者のマニフェストの公正な伝え方や重度の生徒への意思表示の正確な受容など課題が多い</li> <li>・障害者をサポートする制度の詳細な資料</li> <li>・教員対象の出前講座があると良い</li> <li>・主権者として選挙に関心をもち政治について積極的に考え意見を述べることも大切であるが、公平性の確保を考えると学校で扱うことが難しいこともある。家庭(保護者)の役割も大切であると思う</li> <li>・自閉症や発達障害の方の投票への配慮に参考となる取り組みがあれば紹介してほしい</li> <li>・工夫すれば意思表示ができる人の保護者向けにアドバイスできる資料があると良い</li> </ul>



方法のアドバイスなど)」が44校(31.0%)であり、内訳は視覚障害特別支援学校35校中8校(22.9%)、聴覚支援学校30校中6校(20.0%)、肢体不自由特別支援学校47校中21校(44.7%)、病弱特別支援学校23校中5校(21.7%)、肢体不自由病弱併置特別支援学校7校中4校(57.1%)であった。「学校における教育課程での位置付けを明確にする必要がある」が32校(22.5%)、「保護者を対象とした出前授業があると良い」が15校(10.6%)、「保護者が学校での取組や生徒の学習内容について知ることができると良い」が14校(9.9%)の結果であった。

## 6. 選挙の授業および選挙に関する意見について

「選挙の授業および選挙に関する意見(自由記述)」の内容をキーワードごとにカテゴリー分けしたところ、表8に示すとおり大きく3つに分けられた。

「自治体などの資料には常に点字をつけてほしい」、「肢体不自由のある生徒への投票に際しての環境整備」、「障害者が投票しやすい環境になるよう社会が変わるべき」、「重度重複障害者に対し、実際の投票行動でどのように支援していただけるのか」などの「①障害者の権利の保障や投票時に望まれる配慮(社会への啓蒙)」に関しては、44校からの記述があった。

また、「視覚障害者の投票への配慮について選挙管理委員会からの出前講座があると良い」、「高等部から主権者教育に取り組むのではなく、もっと小さいうちから社会と自分がどう関わり、どのような社会になってほしいか、どのように自分たちが良くしていくかについて考える機会を保障していくべき」などの「②年齢や実態に応じた主権者教育の必要と学習内容の工夫」に関しては29校から、「教員対象の出前講座があると良い」、「工夫すれば意思表示ができる人の保護者向けにアドバイスできる資料があると良い」などの「③教員の知識の向上」に関しては9校からの記述があった。

## IV. 考察

本研究の目的は視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等の特別支援学校における主権者教育の現状を明らかにし、障害のある生徒に必要な教育内容と、安心して意欲的に選挙権を行使できるようにするために必要な内容や方法を検討するための基礎資料を

得ることであった。

今回の調査では、回答のあったうち、9割近くの特別支援学校において主権者教育への取り組みがなされ、公民科や特別活動等の年間指導計画に位置づけてすすめられている結果が示された。選挙管理委員会から実際の投票箱などを借用することや、副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用して主権者教育がすすめられている現状が示された。一方で、実際の選挙会場での支援が必要であるとする意見や生徒用の授業用のテキストの充実やより一層の選挙管理委員会との連携を望む意見も多くみられた。

そこで、「障害者の権利の保障や投票時に望まれる配慮(社会への啓蒙)」、「年齢や実態に応じた主権者教育と学習内容の充実」の2点について、今後の展望を述べる。

### 1. 障害者の権利の保障や投票時に望まれる配慮(社会への啓蒙)

視覚障害者に対して点字で情報を保障する等の社会の体制は整いつつあると考えられるが、選挙の事前情報に関しては「情報提供が遅い」「点字による情報が不足」などの現状が示された。障害に応じた事前の情報提供が早めに、そして確実にこなわれることが望まれる。

また、投票所には、肢体不自由の人のために車いす及びスロープ、車いす用の記載台も配備されるなど、物理的環境面での整備がすすめられてきている。しかしながら、「バリアフリーであることを望む」「どこまで手伝ってよいかかわからない」など、環境面の一層の充実や、投票会場において配慮を気軽に求めることができる体制の整備や人的配置、あるいは投票用紙そのものに対する合理的配慮などにはまだ課題があると考えられる。具体的には、大井ら(2016)が指摘する「付添人を認めることや、候補者の氏名の上に顔写真を附す、投票用紙に候補者の名前を書くのではなく候補者を選択肢から選びチェックするといった方法で投票できるようにすること」なども検討していく必要があると考える。

また、選挙管理委員会との連携のもとで予め必要な配慮に加えて、障害のある本人が自ら「投票に関する情報を得る、活用する」ことや「投票時に助けを求める」力を身に付け、その方法を学ぶことも教育の内容において必要となるであろう。

## 2. 年齢や実態に応じた主権者教育の必要と学習内容の工夫

「高等部から主権者教育に取り組むのではなく、もっと小さいうちから社会と自分がどう関わり、どのような社会になってほしいかについて考える機会を保障していくべき」という意見があるように、主権者教育は高等部だけの教育ではなく、小学部から選挙を身近なものに感じるような環境や教育、経験の積み重ねなどが重要である。特別支援学校においても小学部や中学部を含む学校全体での教育課程への位置づけと継続性のある教育が望まれる。総務省の調査によると、出前授業は高校だけではなく、小学校や中学校においても実施されている。年齢や実態に応じた自治体との連携と有効活用が今後一層望まれる。

また、副教材「私たちが拓く日本の未来」には点字版があるように、他にも障害に応じた活用しやすいテキストが求められる。

加えて、教員が障害に応じた配慮や情報提供についての知識や情報を得る必要もある。それらの情報をまとめた支援者用のテキストや資料の充実も求められる。教師や保護者の情報の充実が主権者教育の充実につながり、生徒の選挙への参加も高まる好循環となることが期待される。

今後は、障害のある人が安心して選挙権を行使するために、学校における主権者教育が実際の選挙や投票時にどのように活用されているのかについて検討するとともに、事前に必要な情報や求められる支援、実際の投票時に必要な配慮や支援について把握し、その情報を自治体に伝えていくことで、必要な合理的配慮がなされる仕組みづくりにつなげていく必要があると考える。

### 謝辞

本研究をすすめるにあたり、調査にご協力くださいました全国特別支援学校の先生方に深く感謝いたします。

### 引用・参考文献

小林美津江（2017）：障害者権利条約の成立に影響を与えた法律における「知る権利」の法理の研究。佛教大学大学紀要，45，19-35。  
栗林睦美・松原健・松原香織・和田充紀・水内豊和

（2016）：知的障害特別支援学校高等部における主権者教育についての一試案－「そうだ、選挙に行こう！」の実践から－。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要，11，107-114。

文部科学省（2016）：「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ。

文部科学省（2016）：主権者教育実施状況調査について。

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377_02_1.pdf)（最終確認日2017年1月12日）

大井ひかる・成田泉・島田明子・水内豊和（2016）：知的・発達障害成人の選挙をめぐる現状と課題－保護者を対象とした質問紙調査から－。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要，11，87-92。

総務省（2016）：主権者教育等に関する調査及び18歳選挙権に関する意識調査の結果。

和田充紀・水内豊和（2016）：知的障害特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題－全国国立大学附属特別支援学校を対象とした質問紙調査から－。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要，11，115-122。

（2017年5月22日受付）

（2017年7月13日受理）